

## 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を売りたい（買いたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみようと思う方は、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農林水産課にお問い合わせください。

### 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積（北海道：2ha、その他：50a）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

牧之原市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域（大字）	下 限 面 積
静波、細江、勝俣、仁田、道場、地頭方、地頭方1丁目、落居、笠名、堀野新田、新庄	40アール
市内のその他の大字	50アール

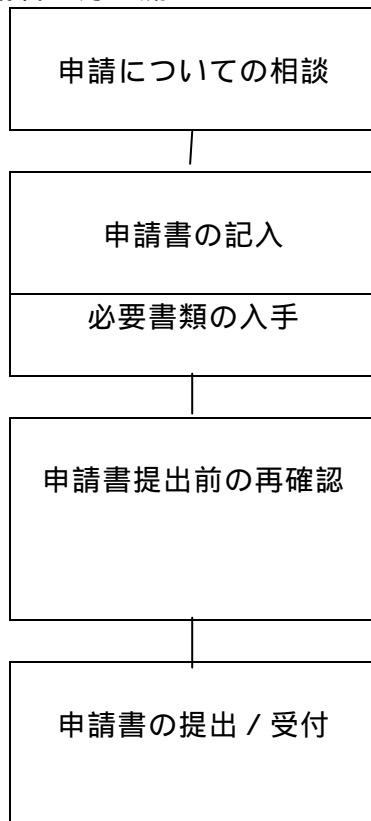
### 〔下限面積設定理由〕

2010農林業センサスで、牧之原市管内の前回設定の区域の農家で40アール及び50アール未満の農地を耕作している農家が全農家数のそれぞれ約4割であり、前回見直し時と大きな変化がないため。

## 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きをご説明いたします。
- ・ 牧之原市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。  
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### 申請者の方の流れ



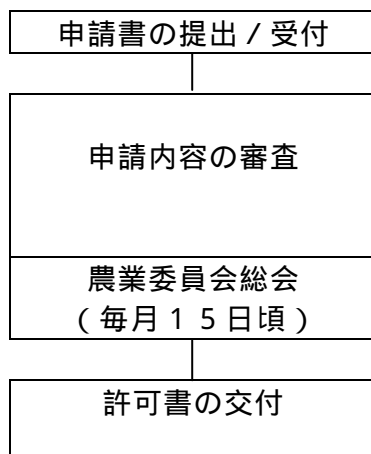
農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。  
[ 牧之原市役所相良庁舎 2階 TEL : 0548-53-2618 ]

申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。  
なお、申請書は農業委員会事務局またはホームページより様式のダウンロードができます。  
別添の添付書類一覧表をご参照ください。  
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。  
申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認のうえ、農業委員会にご相談ください。

農業委員会事務局までお越しください。  
受付から許可書の交付までの流れをご説明します。  
申請受付締め切りは毎月25日です。(25日が休日の場合は前開庁日)

### 農業委員会等の流れ (申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は30日です。)



申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。  
また、現地調査を行います。  
農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

受領のため印鑑を持参し、農業委員会事務局までお越しください。